

# 承諾書

NPO はっぴーあいらんど☆ネットワーク(以下「乙」という)が実施する「2019 夏休み北九州保養」(以下「本事業」という)に\_\_\_\_\_ (親権者、以下「甲」という) \_\_\_\_\_ (以下「参加児童」という)が参加するにあたり、本事業の目的及び事業内容に賛同した上、下記の事項を承諾する。

## 記

1. 参加親子の監護、教育および保険
  - (1) 甲らは、参加児童に対し、本事業実施期間内における参加児童の監護・教育をする。乙は甲らを補佐するが甲ら及び参加児童に事故・疾病等が生じても、乙は何ら責任を負わない。
  - (2) 甲らは、本事業の開始までに本事業の目的及び前項の事情を十分に理解し、参加児童へ説明し、理解させる。
  - (3) 甲ら及び参加児童は日本出国から帰国まで十分な海外旅行傷害保険にはいること。
2. 甲ら及び参加児童の所持品の制限
  - (1) 甲ら及び参加児童は、本事業中自ら所持して長時間の移動ができる容量及び重量に所持品を厳選する。
  - (2) 甲ら及び参加児童の所持品が航空会社の規定の容量・重量をオーバーした場合、追加料金等は甲らが負担する。
  - (3) 甲らは、参加児童に高額な現金を所持させない。
  - (4) 甲らは、参加児童にゲーム機・音楽プレイヤー・ノートパソコン・携帯電話及びカメラなどの高価品を所持させない。ただし、甲らが予め乙に申告した上、乙が承諾した場合はこの限りでは無い。
  - (5) 甲ら及び参加児童が、現金または高価品を所持し、当該高価品等が盗難・破損・紛失するなどして甲らに損害が生じても、乙は何ら責任を負わない。
3. 本事業の中止
  - (1) 乙は、当初の計画にかかわらず、諸般の事情を考慮して本事業を中止することができる。
  - (2) 甲ら及び参加児童が自己の都合により本事業の実地期間前に本事業参加を中止する場合、参加費の返金はしない。
  - (3) 甲ら及び参加児童が自己の都合により本事業の実地期間中に帰国する場合は、甲らがその費用を負担とする。
4. 甲らの協力義務
  - (1) 甲ら及び参加児童は、乙に対し、本事業の目的を達成するために必要な事項につき積極的に協力する。

# 承諾書

## 【本事業の表示】

### 1. 事業の目的

本事業は 2011 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放射性物質に汚染された地域に居住する親子を非汚染地域において転地療養をしながら、様々な体験・交流を通して健康面・精神面とともに改善することを目指し、未来への希望を持ってもらうと共に、改めてこの 8 年を振り返り自ら判断し行動の選択につなげるために、また生れながらに誰もが手にしている権利を見つめ直し未来へ繋げていくために、参加者の皆さんと考える場とします。

### 2. 実施期間

本事業の実施期間は、2019 年 7 月 22 日から 7 月 31 日の 4～10 日間とする。ただし、諸般の事情により実施期間は変更になる可能性がある。

### 3. 滞在形式

転地療養先での滞在形式は、乙が選定する一般家庭での民泊(いわゆる「ホームステイ」)あるいは乙が企画した旅行中の宿泊地とする。

### 4. 甲ら及び参加児童の参加資格

- (1) 乙が指定する地域に居住すること。
- (2) 長時間の移動に耐えられる程度の体力があること。
- (3) 集団行動ができること。
- (4) 持病等により継続的な投薬、治療または通院等の医療行為が必要で無いこと。

以上

# 承諾書

平成 年 月 日

(甲)参加児童親権者

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

参加児童との続柄

参加児童親権者

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

参加児童との続柄

(乙)NPO はっぴーあいらんど☆ネットワーク

代表 鈴木 真理

※所定の場所に記入、押印、割り印をして、2通を作成してください。  
作成した承諾書のうち、1通は乙が保管しますので、速やかに提出してください。  
もう1通は、保護者様において保管してください。